

「厚生会グループ保険」

〔団体定期保険〕

（中途加入・増額）のご案内

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。
・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。



保障内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら

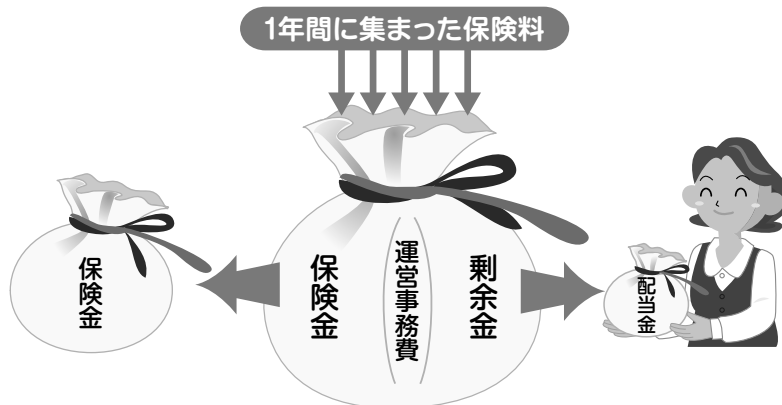


会員の支えあいで成り立っています！

1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。**

配当金のお受取りがある場合、**実質負担額**（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。



＜効力発生日と申込締切日＞

● **効力発生日** :

申込締切日の翌々月1日

※詳細についてはP8「効力発生日(追加加入日)」をご確認ください。

● **申込締切日** :

毎月20日

(兵庫県学校厚生会必着)

(1月除く)

※中途増額は保険期間中1度のみ可能です。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

みんなで育て、支える保険です。

厚生会グループ保険 6つのポイント

- 1 **死亡・高度障がい保険金を遺族年金(遺族の生活資金)や一時金として必要な保障の準備ができます。**
※ただし、こども特約の保険金は一時金でお支払いします。
- 2 **遺族年金部分の受取額は初年度受取額の3%が毎年増加します。**
- 3 **保険年齢85歳まで継続加入できます。**
※退職後に継続加入するには退職会員(退職準会員を除く)となることが必要です。
- 4 **1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。**
※配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 5 **医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。**
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 6 **ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。**



保障の必要性



厚生会グループ保険は
こんなにお役に立っています。

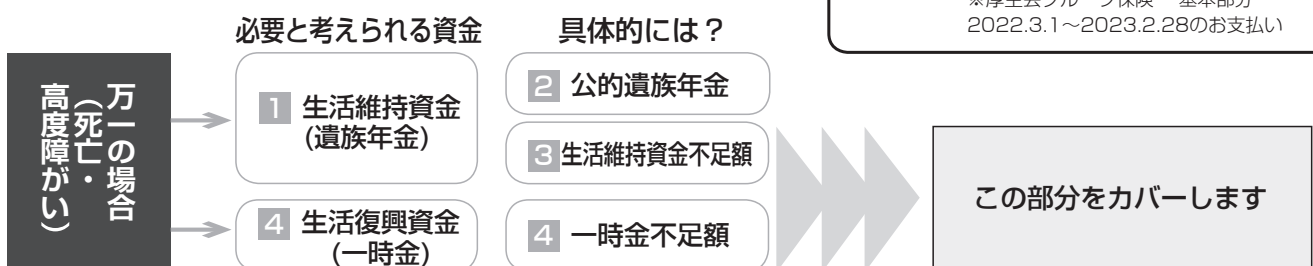
〈ご参考〉

最近1年間の保険金支払実績は…

85件

※厚生会グループ保険 一基本部分—
2022.3.1~2023.2.28のお支払い

必要保障額 モデルプランの考え方



配当金について

【過去3年間の配当実績】

配当年度 (保険期間)	配当還元率 (年間払込保険料に対する 配当金の割合)
2022年度 (2022.3.1~2023.2.28)	約 23.3%
2021年度 (2021.3.1~2022.2.28)	約 28.4%
2020年度 (2020.3.1~2021.2.28)	約 2.6%

加入者が増えると
配当金も安定的に
還元できるようになるので
制度が充実します!!



※上記は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

※2023年度配当還元率は、保険期間(2023年3月1日~2024年2月29日)の収支計算により決定しますので、現時点では確定していません。

※上記の年間払込保険料には制度運営費は含まれていません。

各年代 モデルプラン(参考)

保険年齢 (家族構成モデル)	1	2	3	4	5	6	
	生活維持資金 (遺族年金) 必要想定月額	公的遺族年金 月額	生活維持資金 不足想定月額 (1-2)	生活復興資金 (一時金) 必要想定額	モデルプラン コース	男性	女性
~25歳 (配偶者)	約 9.5万円	約 3.4万円	約 6.1万円	約 191万円	G	1,612円	1,081円
26歳~30歳 (配偶者+子1人)	約 18.5万円	約 11.9万円	約 6.6万円	約 785万円	E	2,451円	1,644円
31歳~35歳 (配偶者+子2人)	約 20.9万円	約 14.0万円	約 6.9万円	約 1,379万円	C	3,327円	2,232円
36歳~40歳 (配偶者+子2人)	約 23.3万円	約 14.3万円	約 9.0万円	約 1,379万円	C	5,208円	4,711円
41歳~45歳 (配偶者+子2人)	約 25.8万円	約 14.5万円	約 11.3万円	約 1,045万円	D	5,534円	4,831円
46歳~50歳 (配偶者+子1人)	約 25.2万円	約 12.9万円	約 12.3万円	約 640万円	D	5,563円	4,983円
51歳~55歳 (配偶者)	約 22.4万円	約 10.6万円	約 11.8万円	約 503万円	F	3,850円	3,317円
56歳~60歳 (配偶者)	約 20.3万円	約 11.5万円	約 8.8万円	約 503万円	F	3,237円	2,681円

データ 令和4年4月現在の公的年金制度・税制・関係法令等をふまえて試算した日本生命「みらいコンサルタント(https://www.nissay.co.jp/othersite/mirai_consultant/)」をもとに算出したモデル例であり、実際の金額とは異なります。死亡退職金等の収入は加味していません。なお、「1」生活維持資金については、家族構成に応じて給与の約35%~60%の範囲で設定しています。

データ 生活復興資金(一時金)とは残された家族のための葬儀関連費用・教育費・結婚援助資金の合計額です。記載の家族構成モデルをもとに算出したモデル例であり、実際の金額とは異なります。

●株式会社ユニクエスト調べ ●文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」※小学校~高校公立とした場合の年間費用(学校教育費+学校外活動費) ●ゼクシィ 結婚トレンド調査2021 調べ

●記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。

また、掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認ください。

●次の金額が「制度運営費」として本人・配偶者の掛金に含まれております。遺族年金と一時金の合計保険金額100万円あたり5円

●「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例: 19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

保障内容と掛金 〈本人 保険年齢40歳以下〉

〈本人 保険年齢 40歳以下〉

保険年齢 ~25歳 (H10.9.2生~)					月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)
	初年度年金月額 (約 万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約 万円)	年金原資 (万円)			
A	5.9	20	1,849	1,729	2,184	3,090	2,073
B					1,872	2,844	1,908
C					1,560	2,597	1,742
D					1,248	2,350	1,576
E					936	2,105	1,412
F					624	1,858	1,246
G					312	1,612	1,081
H					—	—	—
I	3.8	20	1,184	1,107	2,184	2,599	1,743
J					1,872	2,352	1,577
K					1,560	2,106	1,413
L					1,248	1,859	1,247
M					936	1,613	1,082
N					624	1,366	916
O					312	1,120	751
P					—	—	—
Q	—	—	—	—	2,184	1,725	1,157
R					1,872	1,478	991
S					1,560	1,232	826
T					1,248	985	661
U					936	738	495
V					624	492	330
W					312	245	164

保険年齢 26歳~30歳 (H5.9.2生~H10.9.1生)					月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)
	初年度年金月額 (約 万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約 万円)	年金原資 (万円)			
A	5.8	25	2,369	2,168	2,184	3,437	2,305
B					1,872	3,191	2,141
C					1,560	2,944	1,975
D					1,248	2,697	1,809
E					936	2,451	1,644
F					624	2,205	1,479
G					312	1,959	1,314
H					—	—	—
I	3.7	25	1,548	1,417	2,184	2,844	1,908
J					1,872	2,597	1,742
K					1,560	2,350	1,576
L					1,248	2,105	1,412
M					936	1,858	1,246
N					624	1,612	1,081
O					312	1,365	915
P					—	—	—
Q	—	—	—	—	2,184	1,725	1,157
R					1,872	1,478	991
S					1,560	1,232	826
T					1,248	985	661
U					936	738	495
V					624	492	330
W					312	245	164

保険年齢 31歳~35歳 (S63.9.2生~H5.9.1生)					月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)
	初年度年金月額 (約 万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約 万円)	年金原資 (万円)			
A	7.1	25	2,899	2,653	2,184	3,820	2,562
B					1,872	3,574	2,398
C					1,560	3,327	2,232
D					1,248	3,081	2,067
E					936	2,834	1,901
F					624	2,587	1,735
G					312	2,342	1,571
H					—	—	—
I	4.7	25	1,935	1,771	2,184	3,123	2,095
J					1,872	2,877	1,930
K					1,560	2,630	1,764
L					1,248	2,384	1,599
M					936	2,138	1,434
N					624	1,891	1,268
O					312	1,645	1,103
P					—	—	—
Q	—	—	—	—	2,184	1,725	1,157
R					1,872	1,478	991
S					1,560	1,232	826
T					1,248	985	661
U					936	738	495
V					624	492	330
W					312	245	164

保険年齢 36歳~40歳 (S58.9.2生~S63.9.1生)					月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)
	初年度年金月額 (約 万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約 万円)	年金原資 (万円)			
A	9.9	20	3,077	2,877	2,184	5,941	5,374
B					1,872	5,574	5,042
C					1,560	5,208	4,711
D					1,248	4,842	4,380
E					936	4,474	4,047
F					624	4,109	3,717
G					312	3,742	3,385
H					—	—	—
I	4.8	20	1,480	1,384	2,184	4,187	3,787
J					1,872	3,821	3,456
K					1,560	3,455	3,125
L					1,248	3,089	2,794
M					936	2,723	2,463
N					624	2,356	2,132
O					312	1,989	1,799
P					—	—	—
Q	—	—	—	—	2,184	2,562	2,318
R					1,872	2,196	1,987
S					1,560	1,830	1,655
T					1,248	1,464	1,324
U					936	1,097	992
V					624	732	662
W					312	365	330

- 記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。
また、掛金は直近更新日時点の保険年齢(記載の生年月日)でご確認ください。
- 次の金額が「制度運営費」として本人・配偶者の掛金に含まれております。遺族年金と一時金の合計保険金額100万円あたり5円
- 記載の年金額は、2023年7月10日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が現在の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

保障内容と掛金〈本人 保険年齢41歳～60歳〉

〈本人 保険年齢 41歳～60歳〉

保険年齢 41歳～45歳 (S53.9.2生～S58.9.1生)					保障内容			月払掛金			
コース名	遺族年金				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	初年度 年金月額 約 万円	受取 期間 年約	受取総額 万円	年金原資 万円
	初年度 年金月額 約 万円	受取 期間 年約	受取総額 万円	年金原資 万円							
A					2,184	6,971	6,085				
B					1,872	6,491	5,666				
C					1,560	6,014	5,249				
D					1,248	5,534	4,831				
E					936	5,056	4,413				
F					624	4,578	3,996				
G					312	4,099	3,577				
H					—	3,621	3,161				
I					2,184	4,897	4,274				
J					1,872	4,418	3,856				
K					1,560	3,940	3,439				
L					1,248	3,460	3,020				
M					936	2,982	2,603				
N					624	2,503	2,184				
O					312	2,025	1,768				
P					—	1,546	1,349				
Q					2,184	3,349	2,923				
R					1,872	2,870	2,505				
S					1,560	2,392	2,088				
T					1,248	1,913	1,669				
U					936	1,434	1,252				
V					624	956	834				
W					312	477	416				

保険年齢 46歳～50歳 (S48.9.2生～S53.9.1生)					保障内容			月払掛金			
コース名	遺族年金				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	初年度 年金月額 約 万円	受取 期間 年約	受取総額 万円	年金原資 万円
	初年度 年金月額 約 万円	受取 期間 年約	受取総額 万円	年金原資 万円							
A					2,184	7,342	6,577				
B					1,872	6,749	6,045				
C					1,560	6,156	5,515				
D					1,248	5,563	4,983				
E					936	4,970	4,452				
F					624	4,377	3,921				
G					312	3,784	3,390				
H					—	3,192	2,859				
I					2,184	5,386	4,825				
J					1,872	4,794	4,294				
K					1,560	4,200	3,763				
L					1,248	3,607	3,231				
M					936	3,015	2,701				
N					624	2,422	2,169				
O					312	1,829	1,639				
P					—	1,236	1,107				
Q					2,184	4,150	3,717				
R					1,872	3,556	3,186				
S					1,560	2,964	2,655				
T					1,248	2,371	2,124				
U					936	1,777	1,592				
V					624	1,185	1,062				
W					312	592	530				

保険年齢 51歳～55歳 (S43.9.2生～S48.9.1生)					保障内容			月払掛金			
コース名	遺族年金				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	初年度 年金月額 約 万円	受取 期間 年約	受取総額 万円	年金原資 万円
	初年度 年金月額 約 万円	受取 期間 年約	受取総額 万円	年金原資 万円							
A					2,184	7,322	6,309				
B					1,872	6,627	5,709				
C					1,560	5,933	5,112				
D					1,248	5,238	4,513				
E					936	4,544	3,915				
F					624	3,850	3,317				
G					312	3,155	2,718				
H					—	2,460	2,120				
I					2,184	5,855	5,045				
J					1,872	5,160	4,446				
K					1,560	4,466	3,848				
L					1,248	3,772	3,249				
M					936	3,077	2,651				
N					624	2,382	2,052				
O					312	1,688	1,454				
P					—	994	856				
Q					2,184	4,860	4,187				
R					1,872	4,166	3,589				
S					1,560	3,472	2,991				
T					1,248	2,776	2,392				
U					936	2,082	1,794				
V					624	1,388	1,196				
W					312	693	597				

保険年齢 56歳～60歳 (S38.9.2生～S43.9.1生)					保障内容			月払掛金			
コース名	遺族年金				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	初年度 年金月額 約 万円	受取 期間 年約	受取総額 万円	年金原資 万円
	初年度 年金月額 約 万円	受取 期間 年約	受取総額 万円	年金原資 万円							
A					2,184	7,135	5,910				
B					1,872	6,356	5,265				
C					1,560	5,576	4,619				
D					1,248	4,797	3,973				
E					936	4,017	3,327				
F					624	3,237	2,681				
G					312	2,458	2,035				
H					—	1,677	1,389				
I					2,184	6,243	5,171				
J					1,872	5,464	4,526				
K					1,560	4,684	3,879				
L					1,248	3,904	3,234				
M					936	3,124	2,588				
N					624	2,344	1,941				
O					312	1,565	1,296				
P					—	785	650				
Q					2,184	5,456	4,519				
R					1,872	4,676	3,873				
S					1,560	3,897	3,228				
T					1,248	3,117	2,582				
U					936	2,337	1,935				
V					624	1,558	1,290				
W					312	778	644				

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

●この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。

保障内容と掛金〈本人 保険年齢61歳以上〉

○効力発生日において保険年齢61歳～85歳の方の保険金額は、保険年齢60歳時の遺族年金と一時金の合計保険金額の範囲内で、かつ、次のお取扱いまでとなります。ただし、在職中の場合、保険年齢60歳以降も保険年齢70歳までは増額可能です。

○基本部分の一時金部分が引続き保険年齢85歳まで継続できます。

○退職後の取扱いについては、退職会員(退職準会員を除く)となられた方は保険年齢85歳まで継続できます。ただし、在職中の厚生会グループ保険への加入が条件です。(退職後の新規加入・増額はできません。)

〈本人 保険年齢 61歳～70歳〉

○保険年齢61歳～65歳の方は300万円・600万円・900万円・1,200万円・1,500万円・2,000万円・2,500万円で、2,500万円が加入最高保険金額となります。

○保険年齢66歳～70歳の方は300万円・600万円・900万円で、900万円が加入最高保険金額となります。

コース名	一時金	月払掛金 (単位:円)		
		保険年齢	61歳～65歳	66歳～70歳
			性別	S33.9.2生 ～ S38.9.1生
X	300万円	男性	1,383	2,544
		女性	824	1,242
Y	600万円	男性	2,766	5,088
		女性	1,648	2,484
Z	900万円	男性	4,149	7,632
		女性	2,473	3,726
イ	1,200万円	男性	5,532	
		女性	3,297	
ロ	1,500万円	男性	6,915	
		女性	4,122	
ハ	2,000万円	男性	9,220	
		女性	5,496	
ニ	2,500万円	男性	11,525	
		女性	6,870	

〈本人 保険年齢 71歳～75歳〉

○保険年齢71歳～75歳の方は300万円・600万円で、600万円が加入最高保険金額となります。

コース名	一時金	月払掛金 (単位:円)					
		保険年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
			性別	S27.9.2生 ～ S28.9.1生	S26.9.2生 ～ S27.9.1生	S25.9.2生 ～ S26.9.1生	S24.9.2生 ～ S25.9.1生
X	300万円	男性	3,324	3,675	4,083	4,554	5,112
		女性	1,641	1,824	2,040	2,280	2,538
Y	600万円	男性	6,648	7,350	8,166	9,108	10,224
		女性	3,282	3,648	4,080	4,560	5,076

〈本人 保険年齢 76歳～85歳〉

○保険年齢76歳～80歳の方は100万円・200万円で、200万円が加入最高保険金額となります。

○保険年齢81歳～85歳の方の保険金額は100万円のみとなります。

コース名	一時金	月払掛金 (単位:円)										
		保険年齢	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
			性別	S22.9.2生 ～ S23.9.1生	S21.9.2生 ～ S22.9.1生	S20.9.2生 ～ S21.9.1生	S19.9.2生 ～ S20.9.1生	S18.9.2生 ～ S19.9.1生	S17.9.2生 ～ S18.9.1生	S16.9.2生 ～ S17.9.1生	S15.9.2生 ～ S16.9.1生	S14.9.2生 ～ S15.9.1生
100万円	男性	1,923	2,182	2,487	2,840	3,238	3,676	4,157	4,712	5,345	6,021	
	女性	944	1,058	1,196	1,362	1,562	1,795	2,063	2,362	2,744	3,158	
200万円	男性	3,846	4,364	4,974	5,680	6,476						
	女性	1,888	2,116	2,392	2,724	3,124						

●記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年更新日に再計算し適用します。また、掛金は直近更新日時点の保険年齢(記載の生年月日)でご確認ください。

●次の金額が「制度運営費」として本人・配偶者の掛金に含まれております。死亡・高度障がい保険金額(一時金)100万円あたり5円

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例:70歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は71歳となります。)

保障内容と掛金〈配偶者〉

〈配偶者 保険年齢 60歳以下〉

○ただし、効力発生日において配偶者が保険年齢60歳以下であっても、直近更新日(新規加入・増額する場合はその効力発生日)において本人が保険年齢61歳以上の場合は、P7をご確認ください。

保険年齢 ～25歳		(H10.9.2生～)				月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
	遺族年金							
	初年度 年金月額	受取 期間	受取総額	年金原資				
939万円	約 万円	年	約 万円	万円	624	740	496	
627万円	4.9	5	316	315	312	494	331	
315万円					—	248	166	
624万円	—	—	—	—	624	492	330	
312万円					312	245	164	

保険年齢 26歳～30歳		(H5.9.2生～H10.9.1生)				月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
	遺族年金							
	初年度 年金月額	受取 期間	受取総額	年金原資				
939万円	約 万円	年	約 万円	万円	624	740	496	
627万円	4.9	5	316	315	312	494	331	
315万円					—	248	166	
624万円	—	—	—	—	624	492	330	
312万円					312	245	164	

保険年齢 31歳～35歳		(S63.9.2生～H5.9.1生)				月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
	遺族年金							
	初年度 年金月額	受取 期間	受取総額	年金原資				
939万円	約 万円	年	約 万円	万円	624	740	496	
627万円	4.9	5	316	315	312	494	331	
315万円					—	248	166	
624万円	—	—	—	—	624	492	330	
312万円					312	245	164	

保険年齢 36歳～40歳		(S58.9.2生～S63.9.1生)				月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
	遺族年金							
	初年度 年金月額	受取 期間	受取総額	年金原資				
939万円	約 万円	年	約 万円	万円	624	1,100	995	
627万円	4.9	5	316	315	312	735	665	
315万円					—	368	333	
624万円	—	—	—	—	624	732	662	
312万円					312	365	330	

保険年齢 41歳～45歳		(S53.9.2生～S58.9.1生)				月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
	遺族年金							
	初年度 年金月額	受取 期間	受取総額	年金原資				
939万円	約 万円	年	約 万円	万円	624	1,439	1,255	
627万円	4.9	5	316	315	312	960	838	
315万円					—	481	420	
624万円	—	—	—	—	624	956	834	
312万円					312	477	416	

保険年齢 46歳～50歳		(S48.9.2生～S53.9.1生)				月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
	遺族年金							
	初年度 年金月額	受取 期間	受取総額	年金原資				
939万円	約 万円	年	約 万円	万円	624	1,783	1,597	
627万円	4.9	5	316	315	312	1,191	1,066	
315万円					—	597	535	
624万円	—	—	—	—	624	1,185	1,062	
312万円					312	592	530	

保険年齢 51歳～55歳		(S43.9.2生～S48.9.1生)				月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
	遺族年金							
	初年度 年金月額	受取 期間	受取総額	年金原資				
939万円	約 万円	年	約 万円	万円	624	2,088	1,799	
627万円	4.9	5	316	315	312	1,394	1,201	
315万円					—	700	603	
624万円	—	—	—	—	624	1,388	1,196	
312万円					312	693	597	

保険年齢 56歳～60歳		(S38.9.2生～S43.9.1生)				月払掛金		
コース名	保障内容				一時金 (万円)	男性 (円)	女性 (円)	
	遺族年金							
	初年度 年金月額	受取 期間	受取総額	年金原資				
939万円	約 万円	年	約 万円	万円	624	2,344	1,941	
627万円	4.9	5	316	315	312	1,565	1,296	
315万円					—	785	650	
624万円	—	—	—	—	624	1,558	1,290	
312万円					312	778	644	

- 記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年更新日に再計算し適用します。また、掛金は直近更新日時点の保険年齢(記載の生年月日)でご確認ください。
- 次の金額が「制度運営費」として本人・配偶者の掛金に含まれております。遺族年金と一時金の合計保険金額100万円あたり5円
- 記載の年金額は、2023年7月10日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が現在の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金銭情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例: 19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。

保障内容と掛金〈配偶者・子ども〉

- 効力発生日において保険年齢61歳～75歳の方の保険金額は、保険年齢60歳時の遺族年金と一時金の合計保険金額の範囲内で、かつ、次のお取扱いまでとなります。ただし、本人が在職中の場合であれば、保険年齢60歳以降も保険年齢70歳までは増額可能です。
- 本人退職後の配偶者の取扱いについては、退職会員(退職準会員を除く)となられた方の配偶者は保険年齢85歳まで継続できます。ただし、本人在職中の厚生会グループ保険への加入が条件です。(本人退職後の新規加入・増額はできません。)

〈配偶者の保険年齢75歳以下 または本人の保険年齢61歳～75歳の配偶者〉

- 保険年齢61歳～75歳の方は300万円・600万円・900万円で、900万円が加入最高保険金額となります。
- 効力発生日において配偶者が保険年齢60歳以下であっても、直近更新日(新規加入・増額する場合はその効力発生日)において本人が保険年齢61歳～75歳の場合は、以下の保険金額のお取扱いとなります。(本人の加入保険金額と同額もしくはそれ以下となる必要があります。)

コース名	月払掛金 (単位:円)													
一時金	保険年齢	～35歳 S63.9.2生	36歳～40歳 S58.9.2生	41歳～45歳 S53.9.2生	46歳～50歳 S48.9.2生	51歳～55歳 S43.9.2生	56歳～60歳 S38.9.2生	61歳～65歳 S33.9.2生	66歳～70歳 S28.9.2生	71歳 S27.9.2生	72歳 S26.9.2生	73歳 S25.9.2生	74歳 S24.9.2生	75歳 S23.9.2生
	性別	～	S63.9.1生	S58.9.1生	S53.9.1生	S48.9.1生	S43.9.1生	S38.9.1生	S33.9.1生	S28.9.1生	S27.9.1生	S26.9.1生	S25.9.1生	S24.9.1生
300万円	男性	237	352	459	569	667	749	1,383	2,544	3,324	3,675	4,083	4,554	5,112
	女性	159	318	401	510	575	621	824	1,242	1,641	1,824	2,040	2,280	2,538
600万円	男性	474	704	920	1,140	1,335	1,499	2,766	5,088	6,648	7,350	8,166	9,108	10,224
	女性	318	637	803	1,021	1,150	1,242	1,648	2,484	3,282	3,648	4,080	4,560	5,076
900万円	男性	711	1,056	1,380	1,709	2,003	2,249	4,149	7,632	9,972	11,025	12,249	13,662	15,336
	女性	477	955	1,204	1,531	1,726	1,863	2,473	3,726	4,923	5,472	6,120	6,840	7,614

〈配偶者の保険年齢76歳～80歳 または本人の保険年齢76歳～80歳の配偶者〉

- 保険年齢76歳～80歳の方は100万円・200万円で、200万円が加入最高保険金額となります。
- 効力発生日において配偶者が保険年齢75歳以下であっても、直近更新日において本人が保険年齢76歳～80歳の場合は、以下の保険金額のお取扱いとなります。(本人の加入保険金額と同額もしくはそれ以下となる必要があります。)

コース名	月払掛金 (単位:円)								
一時金	保険年齢	～35歳 S63.9.2生	36歳～40歳 S58.9.2生	41歳～45歳 S53.9.2生	46歳～50歳 S48.9.2生	51歳～55歳 S43.9.2生	56歳～60歳 S38.9.2生	61歳～65歳 S33.9.2生	66歳～70歳 S28.9.2生
	性別	～	S63.9.1生	S58.9.1生	S53.9.1生	S48.9.1生	S43.9.1生	S38.9.1生	S33.9.1生
100万円	男性	79	117	152	189	222	249	461	848
	女性	53	106	133	169	191	207	274	414
200万円	男性	158	234	306	380	445	499	922	1,696
	女性	106	212	267	340	383	414	549	828

コース名	月払掛金 (単位:円)										
一時金	保険年齢	71歳 S27.9.2生	72歳 S26.9.2生	73歳 S25.9.2生	74歳 S24.9.2生	75歳 S23.9.2生	76歳 S22.9.2生	77歳 S21.9.2生	78歳 S20.9.2生	79歳 S19.9.2生	80歳 S18.9.2生
	性別	S28.9.1生	S27.9.1生	S26.9.1生	S25.9.1生	S24.9.1生	S23.9.1生	S22.9.1生	S21.9.1生	S20.9.1生	S19.9.1生
100万円	男性	1,108	1,225	1,361	1,518	1,704	1,923	2,182	2,487	2,840	3,238
	女性	547	608	680	760	846	944	1,058	1,196	1,362	1,562
200万円	男性	2,216	2,450	2,722	3,036	3,408	3,846	4,364	4,974	5,680	6,476
	女性	1,094	1,216	1,360	1,520	1,692	1,888	2,116	2,392	2,724	3,124

〈配偶者の保険年齢81歳～85歳 または本人の保険年齢81歳～85歳の配偶者〉

- 保険年齢81歳～85歳の方の保険金額は100万円のみとなります。
- 効力発生日において配偶者が保険年齢80歳以下であっても、直近更新日において本人が保険年齢81歳～85歳の場合は、以下の保険金額のお取扱いとなります。

コース名	月払掛金 (単位:円)										
一時金	保険年齢	～35歳 S63.9.2生	36歳～40歳 S58.9.2生	41歳～45歳 S53.9.2生	46歳～50歳 S48.9.2生	51歳～55歳 S43.9.2生	56歳～60歳 S38.9.2生	61歳～65歳 S33.9.2生	66歳～70歳 S28.9.2生	71歳 S27.9.2生	72歳 S26.9.2生
	性別	～	S63.9.1生	S58.9.1生	S53.9.1生	S48.9.1生	S43.9.1生	S38.9.1生	S33.9.1生	S28.9.1生	S27.9.1生
100万円	男性	79	117	152	189	222	249	461	848	1,108	1,225
	女性	53	106	133	169	191	207	274	414	547	608

コース名	月払掛金 (単位:円)													
一時金	保険年齢	73歳 S25.9.2生	74歳 S24.9.2生	75歳 S23.9.2生	76歳 S22.9.2生	77歳 S21.9.2生	78歳 S20.9.2生	79歳 S19.9.2生	80歳 S18.9.2生	81歳 S17.9.2生	82歳 S16.9.2生	83歳 S15.9.2生	84歳 S14.9.2生	85歳 S13.9.2生
	性別	S26.9.1生	S25.9.1生	S24.9.1生	S23.9.1生	S22.9.1生	S21.9.1生	S20.9.1生	S19.9.1生	S18.9.1生	S17.9.1生	S16.9.1生	S15.9.1生	S14.9.1生
100万円	男性	1,361	1,518	1,704	1,923	2,182	2,487	2,840	3,238	3,676	4,157	4,712	5,345	6,021
	女性	680	760	846	944	1,058	1,196	1,362	1,562	1,795	2,063	2,362	2,744	3,158

〈子ども〉

保険年齢 3歳～22歳 (H13.9.2生～R3.9.1生)		
コース名	保障内容 一時金	月払掛金
300万円	300万円	210円

- 記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年更新日に再計算し適用します。また、掛金は直近更新日時点の保険年齢(記載の生年月日)でご確認ください。
- 次の金額が「制度運営費」として本人・配偶者の掛金に含まれております。(子どもの掛金には含まれておりません。)
- 死亡・高度障がい保険金額(一時金)100万円あたり5円
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
- ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
- (例:70歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は71歳となります。)

加入資格

- 以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 本人：学校厚生会の現職会員・現職準会員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。
- 配偶者：学校厚生会の現職会員・現職準会員の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。(本人が現職会員・現職準会員であること)
- 子ども：学校厚生会の現職会員・現職準会員の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
継続加入は、年齢22歳6カ月以下の方。(本人が現職会員・現職準会員であること)
(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

(ご注意)

- (1)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (2)配偶者・子どものみで加入することはできません。
- (3)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (4)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- (5)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

継続加入のお取扱い

- 一旦加入すれば、その後病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり前年と同額(同コース)もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。ただし、加入(増額)日現在年齢60歳6カ月超の方は年齢による最高保険金額の範囲内での継続となります。
- 年金コースにご加入の場合、年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。

保険期間

- 今回の追加加入の保険期間は効力発生日～2025年2月28日までです。
以降は毎年3月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- 加入資格を失われてこの保険契約から脱退となる場合の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- 保険期間の途中で任意で脱退を希望される場合は、一般財団法人兵庫県学校厚生会 保険課(団体保険係)(078-331-9317)まで連絡いただければ必要書類を送付いたします。毎月20日締切で一般財団法人兵庫県学校厚生会 保険課(団体保険係)へ必要書類を提出いただいた場合、翌月末日が保障終了日となります。(例えば、3月15日に必要書類を受付けた場合、3月分および4月分の掛金を払込みいただき、4月30日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

効力発生日(追加加入日)

- 効力発生日は、引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「加入申込書兼告知書」を受理した場合、その翌月1日です。「加入申込書兼告知書」を兵庫県学校厚生会に毎月20日までに提出した場合、翌月引受保険会社が受理する事務取扱いのため、翌々月1日が加入(増額)日です。
(加入(増額)日は3月20日までに申込みの場合5月1日、それ以降毎月20日までに申込みの場合、翌々月1日です。)

掛金控除

- 掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は加入日の属する月の給与から)
- 退職会員の掛金は毎月、指定された口座から振替えます。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は、本人・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- 配当金に関しては口座送金手数料相当額をあらかじめ制度運営費として除かせていただきます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は一般財団法人兵庫県学校厚生会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した子ども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
 - この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 【引受保険会社】 日本生命保険相互会社(事務幹事会社) 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社

年金の種類	年金の型	年金受取り	一括受取請求	年金受取人	年金受取人が死亡された場合	年金受取開始日後の配当金のお受取方法について	年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について	年金払の対象となる保険金
確定年金(※)	通増型(年3%の単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り(6カ月ごと) ②年2回受取り(3カ月ごと) 年金の受取日は、年金受取月の応当日(1日)です。	年金受取人の請求によって年金受取りに代えて、一括受取りを請求できます。	保険金の受取人です。なお、年金受取開始後は年金受取人の変更はできません。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	年金の買増にあてる方法	所定の利率(*)による利息をつけて積立、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。 (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。	団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。年金年額が、年1回受取りのとき12万円未満、年2回受取り・年4回受取りのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

(※)年金受取期間は、給付内容の年齢に応じた期間で給付します。

税金上の取り扱い

【掛金】

●主契約およびこども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当厚生会グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当厚生会グループ保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

【保険金】

●死亡保険金

<本人> 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

<配偶者・こども> 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。本人(主たる被保険者)以外が配偶者の受取人の場合、死亡保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。

●高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

【年金】

●年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費※

※必要経費=年金年額 × $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$
(除配当金)

税務の取扱い等については、2023年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報の取扱い

<個人情報の取扱いに関する一般財団法人兵庫県学校厚生会と引受保険会社からのお知らせ>

●この保険契約は、一般財団法人兵庫県学校厚生会(以下、団体といいます。)を引受保険会社とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 一般財団法人兵庫県学校厚生会 保険課(団体保険係) TEL (078)331-9317

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 ニッセイ団体保険コールセンター TEL 0120-775-229(通話料無料)

【受付時間 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

※お問合せの際には、団体名「一般財団法人兵庫県学校厚生会」をお知らせください。

※保険金請求方法に関しては、団体窓口へご確認ください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

●「障がい」の表記・・・当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

お支払いに関するご留意点

保険金のお支払事由

[死亡保険金]

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

[高度障がい保険金]

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金がお支払された場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

- (*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- (*2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

[主契約]

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(*2)

- (*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

[高度障がい保険金]

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合に限りです。(原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

[すべての保険金]

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含む、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

「加入申込書兼告知書」記入要領

- 新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、必要事項を記入・押印のうえ「加入申込書兼告知書」を学校訪問する日本生命制度推進員または厚生会学校担当職員へご提出ください。
また、本人との続柄が「孫」となる方を死亡保険金受取人とされる場合は、死亡保険金受取人欄の続柄を「9」(その他)と記載のうえ、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
- すでに加入されている方で、本人・配偶者の死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「加入申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)
この場合、死亡保険金受取人変更の日、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- 新規加入のお申込みをされない方、または加入内容を変更されない方は、ご提出不要です。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

所属所名(学校名)をご記入ください。

告知日として重要です。「加入申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。

パンフレットP3~7に記載のコース名をご参照のうえ、ご希望のコースをひとつ選び、申込種類を○印で囲み、コース名をご記入ください。

本人(主たる被保険者)が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、以下の内容に相違ない場合はチェック欄にチェックしてください。

一般財団法人兵庫県学校厚生会 經由
日本生命保険相互会社 行

兵庫県学校厚生会「厚生会グループ保険」加入申込書兼告知書 (団体定期保険)

パンフレット記載の意向確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入動向時に通知/配付された説明資料等に記載の重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)および個人情報の取扱い等について了承/同意のうえ、以下のとおり加入(変更)を申込みます。なお、告知内容は本人に相違ないことを確認しました。

保険会社提出用①

団体名 一般財団法人 兵庫県学校厚生会

効力発生日 令和 年 月 日

所属所コード 〇〇 〇〇

被保険者番号 〇〇 〇〇

所属所名 学校厚生会 学校支部 事務所

申込日(告知日) 令和 6年 4月 9日

お申込内容を訂正される場合は、二重線で抹消後訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、訂正内容をご記入ください。

告知欄

告知事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限(※1)を受けていますか。(配偶者ごどもの場合、申込日現在、医師の治療・投薬(※2)を受けていますか。)
2. 申込日から過去12カ月以内に、以下記載の病状により連続14日以上入院をしたことがありますか。
【対象となる病状】がん、不整脈、高血圧症、腎臓病、十二指腸潰瘍、肺炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※1「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休等)によるものも含む。指示・指導を含みます。
※2「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な病状(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の資格を満たしていること、および質問事項を確認のうえ告知します。

主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、以下の内容に相違ない場合はチェック欄にチェック(☑)してください。
(注)質問事項に対する答えが「はい」となる方は新規加入・増額することができません。

・新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。(チェック欄)

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限(※1)を受けていますか。(配偶者ごどもの場合、申込日現在、医師の治療・投薬(※2)を受けていますか。)
2. 申込日から過去12カ月以内に、以下記載の病状により連続14日以上入院をしたことがありますか。
【対象となる病状】がん、不整脈、高血圧症、腎臓病、十二指腸潰瘍、肺炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※1「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休等)によるものも含む。指示・指導を含みます。
※2「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な病状(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。

※パンフレットからご希望のコースを1つ選び、そのコース名をご記入ください。

【死亡保険金受取人続柄コード】

続柄は、以下の該当する項目の数字をご記入ください。

ご自身……………1
父……………2
母……………3
祖父……………4
兄弟……………5

区分	氏名(被保険者氏名)	申込印兼告知印	性別	生年月日	現在加入コース	申込種類	申込コース	死亡保険金受取人
本人	0 (カタカナ) コウセイ タロウ	厚生	男性	昭和 平成 ③ ④ 58年 2月 11日	コース	新規	D	氏名(カタカナ) コウセイ ハナコ 続柄コード 人数 1 1
配偶者	1 (カタカナ) コウセイ ハナコ	厚生	女性	昭和 平成 ③ ④ 61年 4月 21日	万円コース	新規	3 1 2	氏名(カタカナ) シュタルヒホケンジャ 続柄コード 人数 1 1
子ども	0 (カタカナ) コウセイ イチロウ	厚生	男性	平成 ④ 令和 ⑤ 21年 11月 5日	万円コース	300	万円コース	*死亡保険金受取人を複数指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」を必ずご指定ください。 *死亡保険金受取人は、原則として10歳以上の血縁または配偶者からご指定ください。 *既に加入されている方が死亡保険金受取人を変更される場合は、別途「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。 (既に加入されている方は「加入申込書兼告知書」で受取人を変更できません。)
	0 (カタカナ)	印	男性	平成 ④ 令和 ⑤	万円コース	300	万円コース	
	0 (カタカナ)	印	女性	平成 ④ 令和 ⑤	万円コース	300	万円コース	
	0 (カタカナ)	印	男性	平成 ④ 令和 ⑤	万円コース	300	万円コース	
	0 (カタカナ)	印	女性	平成 ④ 令和 ⑤	万円コース	300	万円コース	

ご自身の未成年のときは親権者が押印してください。

取扱支店コード 取扱コード 取扱氏名

複数の保険会社による共同取扱契約の場合、幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社は引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。また、将来に向かって、引受保険会社および引受割合の変更もありません。
(幹事会社) 日本生命保険相互会社

記号証券番号 932 5999

引受会社使用欄

K20-945

※当「加入申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

氏名はカタカナで
ご記入ください。

お申込みされる方
全員について必ず
押印してくださ
い。

生年月日(年号に
は○印)をご記入
ください。

新規に加入される場合は、死亡保険金受取人の氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。
続柄コードは「加入申込書兼告知書」をご参照ください。
以下の場合、「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。
＜新規に加入される方＞
・本人との続柄が「孫」となる方を死亡保険金受取人とされる場合
・死亡保険金受取人を複数指定される場合
＜すでに加入されている方＞
・死亡保険金受取人を変更される場合